

一般事業主行動計画

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍でき、社員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月1日～ 令和11年12月31日までの 5年間

【内容】

(女性活躍推進法)

目標：女性の採用比率 20%向上を目指す

<対策>

令和7年1月～女性雇用環境問題の洗い出し、整備

令和7年4月～利用可能な両立支援・育児休業取得制度等の周知

令和8年4月～女性の応募を増やすための採用ページの見直し

(次世代育成支援対策推進法)

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性社員・・・取得率を10%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

令和7年1月～妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇に関する周知

令和7年4月～対象者へ男性社員の育児休業制度を周知し、社員の理解を深める

令和8年4月～子育て支援に関するセミナーへの参加、勉強会の実施等で情報収集を行い
担当者のスキル向上を図る

目標2：所定外労働時間を削減するための取り組みを行う

<対策>

令和7年1月～所定外労働時間の現状を把握する

令和7年4月～社内での検討会・対象者との面談を実施

令和8年4月～業務効率化の取り組みを行い適切な勤務時間の管理に努める